

裁判員裁判（性暴力犯罪）に関する大学生の意識調査（1）

— 男女差に視点をあてて —

鹿児島純心女子大学大学院		餅原尚子
同 上		久留一郎
同 上	研究生	谷口智英
同 上	修士課程2年	迫田安優美
同 上	修士課程2年	中村恵里奈
同 上	修士課程1年	廣瀬沙和

和文要旨

わが国では、2009年に裁判員制度が開始され、性暴力犯罪もその対象となったが、被害者のプライバシーの問題など課題は多い。すなわち、性暴力犯罪被害のケースが裁判員裁判にかけられることで被害者自身のトラウマが再現し（フラッシュバック）、また選任された裁判員が二次受傷を被るという危険性も予測される。

本研究では、裁判員裁判（性暴力犯罪）に関する大学生を対象にアンケート調査を実施し、その意識の男女差について分析し、考察した。その結果、女性は「(裁判員の) 男女比は同等がよい」と回答していた。告訴するか否かについて男性は「告訴する」傾向が強く、女性は「裁判員裁判にするか、通常の裁判にするか選びたい」と慎重な結果がみられた。さらに、女性は、「自分の名前や住所、生い立ち」は「誰にも知られたくない」と回答していた。裁判員裁判から性暴力犯罪を除外することについて、男性は「除外しなくてもよい」と回答し、女性は「わからない」と回答していた。被害者に対し、裁判員裁判に付すか否かの選択権を被害者に実質的に与えることも、今後検討していかなければならない課題であろう。

キーワード：裁判員裁判 性暴力犯罪 ト라우マ 意識調査 男女差

はじめに

わが国では、1993年に初めて「犯罪被害者支援室」が開設され、1997年に「全国被害者支援ネットワーク」が作られ、その2年後に「犯罪被害者の権利宣言」が発表された。

一方、イギリスでは、1964年に犯罪被害者補償制度による経済支援、1974年に民間ボランティア支援組織による犯罪被害者支援が始まっている。アメリカでは、1984年に「犯罪被害者法」が可決され、連邦機関として「犯罪被害者対策室」が設立された（Kilpatrick,2007）。

このようにわが国の犯罪被害者に対する支援は、英米に遅れをとっている。そのような現状の中、わが国では、2009年に裁判員制度が開始され、性暴力犯罪もその対象となり、被害者のプライバ

シーの問題など課題は多い。すなわち、性暴力犯罪被害のケースが裁判員裁判にかけられることで被害者自身のトラウマが再現（フラッシュバック）されたり、選任された裁判員が二次受傷を被ることもあり得る。

I. 問題と目的

1. 性犯罪事件と裁判員裁判

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下裁判員法）はその第2条第1項で、裁判員裁判の対象事件について、①死刑か無期懲役・禁固にあたる事件、②法廷合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、のいずれかに該当する事件、としている。従って、強姦や強制わいせつなどの性暴力犯罪は裁判員裁判の対

象事件とはならないが、その犯行に伴って被害者が死亡したり、怪我を負った場合、また強盗強姦事件は裁判員の対象事件に含まれることになる(平山, 2009)。

性暴力犯罪を裁判員裁判の対象とすることについては、裁判員制度開始当初から様々な批判や問題点が指摘され、社会的関心も高かった。性暴力犯罪が裁判員裁判で取り上げられることにより、性暴力犯罪に対する社会的関心が高まり、性暴力犯罪が被害者の人生を奪ってしまうほどの重大な犯罪であることを社会全体が認識するようになった(佐藤・山田, 2011)。

2. 裁判員の選任

共同通信による2009年12月の報告では、性暴力犯罪の裁判での裁判員は男性が計77人、女性が計43人选任され、男性が合計64%を占めたが、その他の裁判員の男性比54%と比べると10%も高いという。しかしその理由は不明である(中国新聞, 2009)。

ただ、わが国における裁判員選任過程は、現在の法律では、クジ等による抽選となることが多く、偶然的要素の占める割合が大きい(神谷・澤, 2009)といわれている。

3. 被害者のプライバシー

性暴力犯罪が裁判員裁判の対象とされることで、被害者が更なる不利益を被るおそれが指摘されている。最も心配されているのが、被害者のプライバシーを他人(裁判員を含む裁判関係者)に知られてしまうことによる被害者の心理的苦痛である。被害者にとって、性的被害に遭ったことは、親や友人にさえ知られたくないほど辛いことである。それが裁判の中で詳細に説明され一般人である裁判員に知られてしまうということは、被害者に更なる苦痛を与えるおそれが大きい(佐藤・山田, 2011)。裁判員自身も、無作為に選出されており、戸惑いも大きいであろう。

第171回国会参議院内閣委員会(2009)は、対象事件から性暴力犯罪事件の除外について、立案過程では大きな論点にはならなかったとした上で、裁判員選任手続きの保護策として、「裁判所

で裁判員候補者全員に事件概要を説明する際には、被害者情報の提供を必要最小限にとどめ(後略)」、公判手続きにおいては、「被害者が特定されることのないよう、公判過程において被害者の氏名等を公開法廷で明らかにしないことを裁判所が決定でき、被害者の証人尋問も、家族など親しい方の付き添い、被告人や傍聴人の間に衝立を置く、被害者が別室にいてモニター越しに証言するビデオリンク方式を採る、ということができるようになっている」としている。

以上の現状から、本研究では、将来裁判員になり得る大学生を対象にアンケート調査を実施し、裁判員裁判(性暴力犯罪)に関して、その意識の男女差について分析し、考察した。

II. 方法

1. 調査方法

大学生に対して、裁判員の仕事や役割、評議・評決、判決宣言・裁判員の任務終了について、概要を説明した上で、アンケート調査に回答してもらった。回答後は、それぞれ封筒に入れて個別にその場で回収し、隣人の目に触れないこと、個人が特定されないことへの配慮を行った。

2. 対象

対象は、将来裁判員になる可能性のあるA県内2つの大学(援助専門職系7学部)の学生273名(男性102名、女性171名)である。性別がわからなかった2名は除外した。

調査時期は、2013年11月と2015年1月に、講義等の後、アンケートを配付し、回収した。

3. アンケート調査項目

アンケート調査項目には、「裁判員になりたいか」「被害者の氏名や自分自身の個人情報の開示のありよう」「証拠を見ること」「証拠写真の内容」「裁判員の男女比」「自分・家族・友人が性暴力犯罪の被害に遭った際告訴するか否か」「裁判員裁判に性暴力犯罪を除外するか否か」「裁判員裁判になった際望むこと(自由記述)」「その他(自由記述)」について質問した。

項目内容については、筆者ら（餅原・久留）及び犯罪被害者支援センター・相談員（女性）、性犯罪指定捜査員・警察官（女性）の4名で内容を確認し、大学院生3名に予備調査を実施し、検討したものである。

4. 倫理的配慮

本研究は、科学研究費・基盤研究（C）「性被害者の臨床心理査定、臨床面接に関する研究～PTSDに視点をあてて～（2011～2013）」（研究代表者：餅原，研究分担者：久留），「惨事体験・目撃のストレス（PTSD,CIS）と感情労働に関する臨床心理学的研究（2014～2016）」（研究代表者：餅原，研究分担者：久留）による研究であり，研究代表者（餅原）が在籍する大学での研究倫理

委員会で承認された。

対象者のプライバシーを十分に配慮し，データ集計に携わった共同執筆者（谷口・迫田・中村・廣瀬）にも誓約書をもらい，データ管理の徹底をしている。

Ⅲ. 結果と考察

結果は，クロス集計（カイ二乗検定）を行った。

1. 裁判員の選任

「裁判員は6名ですが，男女比は決まっていますか。男女比は同じがいいですか？それともどちらでもよいですか？」という質問に対して，「男女比は同じがいい」か「どちらでもよい」のいずれかに回答してもらった（表1）。

表1 男女比は同じがいいですか？それともどちらでもよいですか？×性別のクロス表

		男女比は同じがいい	どちらでもよい	合計	検定結果
男性	度数	65	36	101	$\chi^2(1)=9.707^{**}$
	(%)	(64.4)	(35.6)	(100.0)	
	調整済み残差	<-3.1>	<3.1>		
女性	度数	139	32	171	
	(%)	(81)	(19)	(100.0)	
	調整済み残差	<3.1>	<-3.1>		

注1)**は1%水準で有意差があることを示す
注2)無回答は除く

その結果，女性の方が男性より「男女比は同じがいい」と回答していた（ $p<.01$ ）。男性は，女性に比べて「(男女比は) どちらでもよい」と回答していた（ $p<.01$ ）。

裁判員裁判で市民感覚を重視するのであれば，わが国の人口における男女比に合わせた裁判員の選任のありようも工夫する余地はあるように思われる。

平山（2009）は，犯罪の内容によって，男女比が著しくアンバランスになれば，弁護人や検察

官がこれに異議を申し出ることができるようなことも論議できるようになればよいのではという提案をしている。

2. 告訴するか否か

「あなた（あるいは家族，友人）が性暴力犯罪にあつたら，告訴しますか？」という問いに，「告訴する」「告訴しない」「わからない」「裁判員裁判にするか通常の裁判にするか選びたい」のいずれかに回答してもらった。

まず，自分自身が性暴力被害に遭った際，告訴

表2 あなたが性暴力犯罪にあつたら，告訴しますか？×性別のクロス表

		告訴する	告訴しない	わからない	裁判員裁判にするか通常の裁判にするか選びたい	合計	検定結果
男性	度数	47	5	36	13	101	$\chi^2(3)=19.592^{**}$
	(%)	(46.5)	(5.0)	(35.6)	(12.9)	(100.0)	
	調整済み残差	$\Delta<4.1>$	<-1.0>	<-1.5>	$\nabla<-2.2>$		
女性	度数	39	14	77	41	171	
	(%)	(22.8)	(8.2)	(45.0)	(24.0)	(100.0)	
	調整済み残差	$\nabla<-4.1>$	<1.0>	<1.5>	$\blacktriangle<2.2>$		

注1)**は1%水準で有意差があることを示す
注2) 残差分析の結果， Δ は期待値より有意に高いこと， ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)
注3) 残差分析の結果， \blacktriangle は期待値より有意に高いこと， \blacktriangledown は有意に低いことを示す(5%水準)
注4) 無回答は除く

するかどうかについては(表2), 男性の方が女性よりも自分が性暴力犯罪にあったら「告訴する」と回答していた($p<.01$)。逆に男性は, 「裁判員裁判にするか通常の裁判にするか選みたい」と回答した者は少ない傾向にあった($p<.05$)。また, 女性は男性よりも「告訴する」と回答した者は少なく($p<.01$), 「裁判員裁判にするか, 通常の裁判にするか選みたい」と回答する傾向にあった($p<.05$)。

次に, 家族が性暴力犯罪の被害にあった場合を尋ねたところ(表3), 男性の方が女性よりも,

家族が性暴力犯罪にあったら「告訴する($p<.01$)」と回答し, 女性の方が「(告訴するかどうか)わからない($p<.01$)」「裁判員裁判にするか, 通常の裁判にするか選みたい($p<.05$)」と回答していた。

友人が性暴力犯罪被害にあった場合については(表4), 男性の方が女性よりも「告訴する」と答え($p<.01$), 女性の方が「(告訴するかどうか)わからない($p<.01$)」と答え, 「告訴する」と回答する者は少なかった($p<.01$)。

表3 家族が性暴力犯罪にあったら、告訴しますか？×性別のクロス表

		告訴する	告訴しない	わからない	裁判員裁判にするか通常の裁判にするか選ばせたい	合計	検定結果
男性	度数	59	6	23	13	101	$\chi^2(3) = 20.682^{***}$
	(%)	(58.4)	(5.9)	(22.8)	(12.9)	(100.0)	
	調整済み残差	$\Delta<3.6$	$\Delta<2.3$	$\nabla<-2.9$	$\nabla<-2.0$		
女性	度数	62	2	68	39	171	$\chi^2(3) = 20.682^{***}$
	(%)	(36.3)	(1.2)	(39.8)	(22.8)	(100.0)	
	調整済み残差	$\nabla<-3.6$	$\nabla<-2.3$	$\Delta<2.9$	$\Delta<2.0$		

注1)***は0.1%水準で有意差があることを示す

注2)残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)

注3)残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(5%水準)

注4)無回答は除く

表4 友人が性暴力にあったら、告訴しますか？×性別のクロス表

		告訴する	告訴しない	わからない	裁判員裁判にするか通常の裁判にするか選ばせたい	合計	検定結果
男性	度数	48	7	34	12	101	$\chi^2(3) = 19.592^{***}$
	(%)	(47.5)	(6.9)	(33.7)	(11.9)	(100.0)	
	調整済み残差	$\Delta<3.9$	<1.5	$\nabla<-2.9$	<-1.8		
女性	度数	42	5	88	35	170	$\chi^2(3) = 19.592^{***}$
	(%)	(24.7)	(2.9)	(51.8)	(20.6)	(100.0)	
	調整済み残差	$\nabla<-3.9$	<-1.5	$\Delta<2.9$	<1.8		

注1)***は0.1%水準で有意差があることを示す

注2)残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)

注3)無回答は除く

以上のように, 自分自身, 家族, 友人が性暴力犯罪被害にあった場合, 被害者が誰であれ, 男性は「告訴する」と回答していた。一方, 女性は, 自身が被害にあった時には, 「裁判員裁判にするか, 通常の裁判にするか選みたい」と回答する者が男性に比べ多く, 家族および友人が被害にあった際には, 「わからない」と慎重さを示すことがわかった。

筆者(餅原)のこれまでの性暴力犯罪の被害者へのカウンセリングの中では, 裁判員裁判が開始される以前にも, 「誰にも(警察官のみならず, 裁判等にかかわる人すべてに)知られたくない」というケースが多く, 告訴すらも取り下げる者がいた。また, 被害者は子どもであることも多く, 裁判員裁判を避けるために, 罪名を取り下げる(「致傷罪」を削除するなど)ケースも散見される。

市民感覚を取り入れようとした裁判員裁判であり, いわゆる厳罰化が顕著に表れるようになったものの, それでも裁判員裁判に訴えるまでには至らないように思われる。

3. 被害者のプライバシー

「あなたが, 性暴力犯罪にあったとき, 知られたくないことがありますか?」という問いに, 「自分の名前」「自分の住所」「自分の顔」「出身地」「家族構成」「生い立ち・教育歴(出身校など)」「職歴・アルバイト歴」「異性関係(性的関係)の有無」に対して, それぞれ「誰にも知られたくない」「裁判官/検察官/弁護士なら知られてもよい」「わからない」のいずれかで回答してもらった。

その結果, 女性の方が男性よりも, 「自分の名前($p<.01$)」「自分の住所($p<.01$)」「生い立ち・

教育歴（出身校）（ $p<.05$ ）」については、「誰にも知られたくない」と回答し、男性は、女性よりも「裁判官／検察官／弁護士なら知られてもよい」と回答していた（表5、表6、表7）。

現在、最高裁判所は、性暴力犯罪の裁判員選任手続きでも被害者の実名を明かさず、イニシャルや年代にとどめ、裁判長が個別に質問することで被害者の関係者が確認する方針を打ち出している（西日本新聞、2009）。

検察庁が発行している「犯罪被害者の方々へ」（平成26年3月発行）によると（一部掲載。である調等に修正）、『裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等（被害者特定事項）について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。決定された場合、起訴状の朗読などの訴訟手続きは、被害者の氏名等の情報を明らかにしない方法で行われる。検察官は、証人尋問請求に先立ち、弁護人に対し、証人の氏名及び住居を知る機会を

与えなければならず、また、証拠書類等の取調請求等に先立ち、弁護人にこれを開示しなければならないが、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれや、その身体又は財産に害を加えられるなどのおそれがあると認められるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被告人の防御に関して必要がある場合を除いて、被害者特定事項が他の人に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることができるのは、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限られる。』と記載されている。

刑事裁判の枠組みの中で、どこまででき得るかという課題はあるが、日頃性暴力犯罪被害に接する機会が多く、被害者のニーズや懸念に敏感な団体の提言は傾聴すべき（平山、2009）という意見もある。

表5 あなたが性暴力犯罪にあったとき、知られたくないことがありますか？ 1)名前×性別のクロス表

	裁判官/検察官 誰にも知られたくない / 弁護士なら知られてもよい			わからない	合計	検定結果
	度数					
男性	42 (41.6)	48 (47.5)	11 (10.9)	101 (100.0)	$\chi^2(2) = 11.706^{**}$	
	調整済み残差	$\nabla < -3.4 >$	$\Delta < 2.8 >$	$< 1.3 >$		
女性	107 (62.9)	52 (30.6)	11 (6.5)	170 (100.0)		
	調整済み残差	$\Delta < 3.4 >$	$\nabla < -2.8 >$	$< -1.3 >$		

注1)**は1%水準で有意差があることを示す

注2) 残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)

注3) 無回答は除く

表6 あなたが性暴力犯罪にあったとき、知られたくないことがありますか？ 2)住所×性別のクロス表

	裁判官/検察官 誰にも知られたくない / 弁護士なら知られてもよい			わからない	合計	検定結果
	度数					
男性	55 (54.5)	34 (33.7)	12 (11.9)	101 (100.0)	$\chi^2(2) = 14.004^{**}$	
	調整済み残差	$\nabla < -3.6 >$	$\Delta < 2.4 >$	$\Delta < 2.4 >$		
女性	129 (75.4)	35 (20.5)	7 (4.1)	171 (100.0)		
	調整済み残差	$\Delta < 3.6 >$	$\nabla < -2.4 >$	$\nabla < -2.4 >$		

注1)**は1%水準で有意差があることを示す

注2) 残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)

注3) 残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(5%水準)

注4) 無回答は除く

表7 あなたが性暴力犯罪にあったとき、知られたくないことがありますか？ 6)生い立ち・教育歴(出身校など)×性別のクロス表

	裁判官/検察官 誰にも知られたくない / 弁護士なら知られてもよい			わからない	合計	検定結果
	度数					
男性	44 (44.0)	41 (41.0)	15 (15.0)	100 (100.0)	$\chi^2(2) = 6.602^*$	
	調整済み残差	$\nabla < -2.5 >$	$\Delta < 2.2 >$	$< 0.8 >$		
女性	102 (60.0)	48 (28.2)	20 (11.8)	170 (100.0)		
	調整済み残差	$\Delta < 2.5 >$	$\nabla < -2.2 >$	$< -0.8 >$		

注1)*は5%水準で有意差があることを示す

注2) 残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(5%水準)

注3) 無回答は除く

国内外の裁判状況も勘案しつつ、なによりも被害者の気持ちを最大限に尊重した裁判のありようが肝要である。犯罪被害者は、それだけ深い心の傷を負い、加害者からの再被害を恐れながら一生を過ごさなければならない。この責任を、加害者自身も一生背負っていくという覚悟、絶対に再犯をしてはならないという確固たる意志も必要だと

思われる。

4. 裁判員裁判と性暴力犯罪

「裁判員裁判に、性暴力犯罪は除外した方がよいですか？」という質問に対して、「除外した方がよい」「除外しなくてもよい」「わからない」のいずれかの回答を求めた(表8)。

表8 裁判員裁判に、性暴力犯罪は除外した方がよいですか？×性別のクロス表

		除外した方がよい	除外しなくてもよい	わからない	合計	検定結果
男性	度数	25	49	25	99	$\chi^2(2) = 19.945^{***}$
	(%)	(25.3)	(49.5)	(25.3)	(100.0)	
	調整済み残差	<1.2>	Δ <3.5>	∇ <-4.4>		
女性	度数	32	47	88	167	
	(%)	(19.2)	(28.1)	(52.7)	(100.0)	
	調整済み残差	<-1.2>	∇ <-3.5>	Δ <4.4>		

注1)***は0.1%水準で有意差があることを示す

注2)残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に高いこと、 ∇ は有意に低いことを示す(1%水準)

注3)無回答は除く

その結果、男性は女性よりも多く、「除外しなくてもよい」と回答していた($p < .01$)。女性は男性に比べ、「わからない」と回答する割合が高かった($p < .01$)。

ここでも男性と女性の意識の差が明らかになった。平山(2009)は、性暴力犯罪を裁判員裁判で審理することが適切かどうかを議論する際に、日本社会の中にある性犯罪に対する認識では対応できない新たな問題に直面しているのだとしたら、裁判員裁判の導入は、性犯罪に対する意識を問い直す契機ともなるのではないかと述べている。

筆者ら(餅原・久留)がかかわっている性暴力犯罪の被害にあったケースでも、「職業裁判官のみの審理となるよう、量刑の低い罪名に落として欲しい」と苦渋の選択をせざるを得ない状況にある。

被害者に対し、裁判員裁判に付すか否かの選択権を被害者に実質的に与えることも、今後検討していかなければならない課題であろう(南日本新聞2014年11月17日付:餅原によるコメント)。

筆者ら(餅原・久留)は、科学研究費(基盤研究(C)「性被害者の臨床心理査定、臨床面接に関する研究~PTSDに視点をあてて~(2011~2013)」<研究代表者:餅原, 研究分担者:久留>)により、2014年3月に、イギリスのInner London Crown Court, ドイツのヘッセン州司法省及び裁判所での学術交流を行ってきた。その内容を以

下に述べ、性暴力犯罪の裁判のありようについて考察していきたい。

5. イギリス:陪審制度

イギリスには、刑事第一審裁判所として、陪審裁判が行われる刑事法院(Crown Court)と、裁判官だけで審理する治安判事裁判所(Magistrates' Court)があり、罪の種類を、①正式起訴犯罪(殺人、強盗、強姦など)、②略式起訴犯罪(多くの交通事件、脅迫など)、③選択的審理方式犯罪(窃盗、贓物罪、詐欺など)の3つに分けた上で、①を刑事法院、②を治安判事裁判所で審理する。③は、治安判事が訴追側及び被告人側の見解を聴取した後、刑事法院と治安判事裁判所のどちらで審理すべきかを決定するが、治安判事裁判所で審理することを決定する場合は、被告人の同意を得なければならない(内田, 2009)。

イギリスでは、被害者や目撃者(証人)に対する配慮は徹底しており、裁判中であっても中立性が保たれていた。被害者や目撃者は裁判官専用出入り口を使用し、裁判官のいるフロアーに個室が設けられ、プライバシーと安全が確保されていた。また、被疑者が保釈中の場合、ガードマンがいるという。法廷内においても、被害者や目撃者は裁判官が出入りする場所から出入りし、傍聴人からは顔が見えないように、カーテンが設置され、支援員の席も用意されていた(日本では、衝立を持ち込んでおり、また、支援員は傍聴席に着席し

ている)。氏名については、公開とのことであった。

6. ドイツ：参審制度

ドイツは州から成る連邦国家であり、州と連邦双方に通常裁判所がある。ドイツの参審制度では、軽微犯罪を除き、原則すべての事件が対象となる。

これまで被害者は「証拠物」としての扱いだったが、今は人間として大切にされ、特に二次被害を受けないようにすることが立法機関、公的機関、民間機関の担当組織において重要な課題であると述べられていた。

1986年に犯罪被害者保護法が公布され、プライバシーに関することは、裁判に必要なことのみとし（刑事訴訟法第68条a）、検察官と同等の立場で訴訟に参加できる（刑事訴訟法第395条）という。被害者に資力がない場合、弁護士費用も国が持ち（刑事訴訟法第397条）、裁判書類の閲覧や事情聴取の時点から弁護士を参加させることができ、訴訟を望まなくてもすべて弁護士に依頼することができる。

また、被害者が直接裁判官に質問もできるという。裁判官と被害者がコンタクトをとり、裁判官だけでなく、警察官、弁護士、訴訟参加者と、公判中や公判終了後の被害者の安全の確保について話し合っておく。

裁判は、性的暴力の被害者や性的虐待を受けた未成年者には、尋問の間、裁判を非公開とする要求が可能になった。ただし、公開を希望する場合には公衆の目から自らを守るか、あるいは公衆の面前で証言することにより被告を不利な立場に追いやりたいかの選択は、証人としての被害者の意向次第ということであった（裁判所構成法第171条b）。

被害者の住所は秘密にできるが、氏名や年齢は公にしなければならない。

また、長年問題となっているのは、被告に対する損害賠償請求を刑事訴訟の時点で主張するケースだという。ドイツ刑事手続法では、被害者の申請があれば、刑事裁判所が損害賠償請求を言い渡

すことを認めているという（付随手続き、刑事訴訟法第403条以下）。これは新たに別の訴訟を起こしなおす必要がないため、有効な制度である（しかし、実際にこの制度が利用されることは滅多にない）。

法廷では、被疑者は地下の階段を使って留置施設から直接法廷に現れ、被害者や目撃者との接触がないようにされていた。イギリスと同様に、証人席横に支援者の席が設けられ、裁判所内に個室を備えていた。また、裁判所内には130個の防犯カメラが設置されていた。

未成年者に対する性的暴力などの訴追の時効期限が延長されていた。時効は被害者が21歳になってから開始され、重大な性的虐待の場合にはそこから20年後まで有効となった。つまり、成人になってから訴えることも可能ということである。被害者が子どもである場合、日本の法律では、成人になった頃に加害者が出所することもあるため、将来を悲観する家族も多い中、とても参考になる制度であった。

（2014年3月27日ドイツ訪問時の通訳者・荒川道子氏の訳文を一部引用した）

不慮の被害に遭い、戸惑い、怒り、悲しみ、苦しむ隣人にそっとさりげなく手をさしのべるという惻隱の情をもとにするのが被害者支援である。被害者支援とは、対象領域が広く、ことがらの全体を理解し、関係者とコラボレーティブに現実的に動くには、関連領域はもちろん、幅広く深い知識が必要になってくる。さらに掘り下げて考えると、対象領域の境界は場合によっては一線を引きたい難しさがある。たとえば、加害者である非行少年の多くは過酷な被害体験を持つ。事件の中には、被害者、加害者が微妙な関係にある場合もある。心理臨床の立場としては、これらの広がりをもつ深い課題に関心を持ちながらも、偏らない良識あるバランス感覚を維持することが肝要であろう（村瀬，2011）。

文献

- 中国新聞 (2009年12月14日付記事) 性犯罪裁判は女性候補忌避? 他事件と10ポイント差
第171回国会参議院内閣委員会会議録11号 (平21.6.30) 21-22
平山真理 (2009) 裁判員裁判と性犯罪 立命館法学 2009年5・6月号 (327・328号)
久留一郎 (2009) 時論—裁判員のメンタルヘルス—南日本新聞 (2009年記事)
神谷説子・澤康臣 (2009) 世界の裁判員14カ国イラスト法廷ガイド 日本評論社
Kilpatrick, D.G. (2007) 暴力被害からの回復支援における被害者権利の役割 ト라우マティック・ストレス 第5巻第1号 3-10
毎日新聞 (2009年11月25日付記事) 奈良の集団強姦致傷事件, 裁判員20人忌避
南日本新聞 (2014年11月17日付記事) かごしま裁判員裁判5年:

4.性犯罪 (コメント: 餅原尚子)

- 餅原尚子 (2010) 海外からみた被害者支援の現在—チェコ/ブラハ, 英国/ロンドンより— 臨床心理学第10巻第5号 金剛出版
村瀬嘉代子 (2011) 被害者支援の基本 久留一郎編: ト라우マと心理臨床—被害者支援に求められるもの— 現代のエスプリNo.524
西日本新聞 (2009年5月30日夕刊) 裁判員対象の性犯罪裁判候補に被害者氏名告げず 最高裁方針 イニシャルなどで質問
佐藤恵子・山田典子 (2011) 裁判員裁判と性犯罪被害者支援のあり方 青森保健大雑誌第12号 63-72
内田亜也子 (2009) 裁判員裁判の対象事件に関する一考察—複雑困難事件, 少年逆送事件, 性犯罪事件の議論を中心に— 立法と調査No.298

An Attitude Survey of College Students on the Lay Judge System for Sexual Criminal Trials (1): Focus on the Differences between Men and Women

MOCHIHARA Takako, HISADOME Ichiro, TANIGUCHI Tomohide,
SAKODA Ayumi, NAKAMURA Erina, HIROSE Sawa

In 2009, Japan incorporated lay judges into its judicial system for certain criminal trials. Trials of sexual crimes utilize this system, despite the many problems associated with it such as the privacy of the victims. Furthermore, during such trials, victims may experience flashbacks and the physical symptoms of their trauma may reappear, and it is not inconceivable that lay judges themselves may suffer secondary traumatic stress.

This study analyzes differences in men's and women's opinions towards the use of this lay judge system in sexual crime trials, based on a questionnaire given to college students. According to the questionnaire data, men, who are unlikely to become victims, tend to respond positively to the system, while women, who are likely to be victims, are either "not sure" or respond negatively.

Given that women often find themselves in a position where it is difficult to speak out in the face of such crimes, the possibility of giving female victims the chance to choose between accepting or rejecting the lay judge system should be considered.

KeyWords : Lay Judge System, Sexual Criminal Trials, Trauma, Attitude Survey, Differences between Men and Women